別紙

○ 技術管理者の要件 (解体工事業に係る登録等に関する省令 第7条)

次のA~Eのいずれかに該当する者

A 次のいずれかに該当する者			
1)	大学	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し2年以上 の実務経験を有する者	
2)	高等専門学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し2年以上 の実務経験を有する者	
3)	高等学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し4年以上 の実務経験を有する者	
4)	中等教育学校注2)	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し4年以上 の実務経験を有する者	
5)	5) 解体工事に関し8年以上の実務経験を有する者		
В ₹	B 次のいずれかの資格を有する者		
6)	1級建設機械施工技士		
7)	2級建設機械施工技士(種別「第1種」又は「第2種」に限る。)		
8)) 1 級土木施工管理技士		
9)	2級土木施工管理技士(種別「土木」に限る。)		
10)	1 級建築施工管理技士		
11)	2級建築施工管理技士(種別「建築」又は「躯体」に限る。)		
12)	1級建築士		
13)	2級建築士		
14)	1級のとび・とび工の技能検定に合格した者		
15)	2級のとびあるいは	とび工の技能検定に合格した後、解体工事に関し1年以上の実務経験を有する者	
16)技術士(2次試験のうち建設部門に合格した者に限る。)			
C 次のいずれかに該当する者で、国土交通大臣が実施する講習又は指定する講習を受講した者			
1)	大学	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し1年以上 の実務経験を有する者	
2)	高等専門学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し1年以上 の実務経験を有する者	
3)	高等学校	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し3年以上 の実務経験を有する者	
4)	中等教育学校注2)	で土木工学科等 ^{注1)} を修めて卒業し、 解体工事業に関し3年以上 の実務経験を有する者	
5) 解体工事に関し7年以上 の実務経験を有する者			
D 国土交通大臣が指定する試験に合格した者			
Е	E 国土交通大臣が上記A~Dと同等以上の知識及び技能を有すると認定した者		

- 注1) 土木工学科等とは、土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地、造園に関する学科を含む。)、都市工学、衛生工学、交通工学、建築学に関する学科をいう。
- 注2) 中等教育学校とは、いわゆる中高一貫教育で、卒業後は高等学校卒業と同等となる学校のことをいう。
- ※C 「国土交通大臣が指定する講習」とは、下記の2団体が実施する解体工事施工技術講習が該当する。
- ※D 「国土交通大臣が指定する試験」とは、下記の2団体が実施する解体工事施工技士の試験が該当する。
 - •(公社)全国解体工事業団体連合会(東京都中央区)
 - ・(株) 日本解体工事技術協会(平成20年12月31日に廃止、受講修了証や合格証明書の再発行等事務の 一部については、(公社)全国解体工事業団体連合会に引き継がれている。)